

平成 27 年

第 1 1 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 平成 27 年 11 月 19 日 (木) 午前 10 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

平成27年第11回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- 第69号議案 平成28年度赤穂市公立学校教職員異動方針について
- 第70号議案 平成27年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について
- 報告18 平成27年度全国学力・学習状況調査結果について
- その他 (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について  
(2) 冬季休業中における生徒指導について

第69号議案

平成28年度赤穂市公立学校教職員異動方針について

平成28年度赤穂市公立学校教職員異動方針について、別紙のとおり決定したい。

平成27年11月19日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

# 平成28年度 赤穂市公立学校教職員異動方針

赤穂市教育委員会

## 1 基本方針

兵庫県教育委員会公立学校教職員異動方針に基づき、公正かつ適切な人事異動を行うことによって、清新にして明朗な気運を醸成し、赤穂市公立学校教育の一層の発展を期する。

### (1) 異動の時期

平成28年度の定期人事異動は、4月1日に実施する。

### (2) 人事の刷新

適材を適所に配置することによって、職員構成の適正化に努め、学校教育の充実を図る。特に、新進の抜擢、女性の登用、同一校における長期勤務者の異動等を積極的に進める。

### (3) 魅力ある学校づくりの推進

教職員が使命感と高い倫理観を持って職務に専念し、赤穂市がこれまで進めてきた「生きる力」をはぐくむ特色ある教育を充実させ、子どもたちが安心して学べる魅力ある学校づくりを家庭・地域と連携して推進するための人事配置に努める。

また、人権教育及び特別支援教育の充実を目指した人材の配置に配慮する。

### (4) 信頼される学校づくりの推進

生徒指導や不登校など、子どもたちに関わる多様な課題に、学校として適切に対応し、子どもたちや保護者から信頼される学校づくりに向けた人材の配置に努める。

### (5) 広域人事の推進

職務経験を豊かにするため、広く全県的視野にたつて、県立学校・特別支援学校や教育事務所管外・管内との交流に努める。

## 2 実施に当たっての留意事項

(1) 異動対象者は、原則として現任校3年以上在勤した者とする。

(2) 同一校における勤務年数が長期にわたる教職員については、最高9年を超えないことを原則とする。

(3) 職員構成の適正化を図るために、男女の割合、経験年数、教育実績等を考慮する。

(4) 校種間、市内地域間の交流については、学校規模や所有免許状の教科を考慮して、適正な配置換を行う。

(5) 異動にあたっては、学校の職員構成、本人の希望、その他の事情について、校長の意見を参考にする。

(6) 次に該当する者については、原則として異動を行わない。

・休職中 ・長期療養中 ・長期派遣中 ・産休中 ・育児休業中

(7) 学校図書館法に基づき学級数が12学級以上の学校においては、司書教諭の資格を有する者を配置する。

(8) 主幹教諭の配置は、校種や学校規模に応じて全学校へ配置を進める。

<小学校> 18学級以下(2名以内)、19学级以上(3名以内)

<中学校> 15学級以下(2名以内)、16学级以上(3名以内)

第70号議案

平成27年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について

平成27年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について、その意見を求める。

平成27年11月19日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

報告 18

平成 27 年度全国学力・学習状況調査結果について

平成 27 年度全国学力・学習状況調査結果について、別紙のとおり報告する。

平成 27 年 11 月 19 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 7 号の会議の公開が不適當である事件に該当するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不  
当である事件に該当するため非公開

( 公 印 省 略 )

赤教指 第2057号

平成27年12月 日

学 校 園 長 様

赤穂市教育長 尾上 慶昌

平成27年度 冬季休業中における生徒指導について (通達)

赤穂市では、いじめ防止対策推進法などにに基づき、学校園において、いじめ・暴力問題や自殺防止への取組を徹底し、問題を抱える子どもたちと心のつながりを深める取組を積極的に行ってきました。しかし、冬季休業中は、幼児児童生徒が学校園を離れるため、心身の状況や行動をつかみにくいときです。

新たな年を迎えるこの時期に、子どもたちが、自分の将来に明るい希望が持てるよう、自分を振り返り、自分自身を改善する生活設計や目標を設定するとともに、新学期には、自分の生活を丁寧に検証し、新たな生活に切り換えていく意欲を喚起することが重要です。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や幼児児童生徒の発達段階に応じた予防的な指導を充実させ、その徹底を図るよう留意願います。

記

## 1 冬季休業中の生活に関する指導について

### (1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が冬季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

- 一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。
- 外出時のマスクの着用や帰宅時のうがい・手洗いの励行を指導する。

### (2) 悩みや問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、休業期間を利用して家庭訪問を行う等、実態を踏まえ適切な指導・援助に努める。

- 課題を持つ幼児児童生徒に対しては、継続的な家庭訪問等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。
- 家庭訪問等により保護者との情報交換を図るとともに、幼児児童生徒との心のふれあいをとおして、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。



- 家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることのないよう努める。

### (3) 地域の活動への参加の奨励

- 親子の協働体験活動（大掃除、正月準備等）、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動に積極的に参加するよう奨励する。
- 家族や地域社会とのふれあいをとおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。
  - 学校園は、地域行事や健全育成関連活動等に積極的に参加し、地域との連携を深めるとともに、地域を巻き込んだネットワークづくりを推進する。

### (4) 部活動等における事故の防止

- 休業中の部活動においては、体調に十分留意するとともに運動種目の特性を踏まえ種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。
- 部活動等において、衣服の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

## 2 冬季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

### (1) 命を大切にす指導の徹底

- 自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。
- 虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認したり、疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、適切で迅速な対応をする。

### (2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

- 保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や冬季休業中の生活の状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。
- いじめへの対応については、「いじめ防止基本方針（県教委）」「いじめ対策マニュアル（市教委）」「最終提言（第三者委員会）」等による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

### (3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

- 深夜徘徊、飲酒、喫煙等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導に努める。
- 全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、子どもたちが抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。

- 量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。
- 「万引きは犯罪である」という意識を徹底させる。

#### (4) ネット上のトラブルの未然防止

- ラインや掲示板への誹謗・中傷の書き込みは犯罪行為であることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。
- 情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。
  - ラインやフェイスブックに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口を書き込むことは犯罪であることの指導を徹底する。

#### (5) 家庭への啓発

- 自分の子どもがどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。
- 外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間（午後11時～午前5時）に不要な外出をさせない。
  - 子どもの携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。

#### (6) 警察等、関係機関との連携

- 学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、子ども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。
- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て健康課、警察、育成センターに速やかに通報する。
  - 学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。

#### (7) 犯罪等からの安全確保

- 警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。
- 犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。
  - 不審者等の被害に遭いそうになったら、まず逃げること、大声で助けを呼ぶことなど具体的な方法を指導する。
  - 不審な電話や訪問を受けたときは、一切を拒否し、警察や学校園に連絡するよう指導する。

#### (8) 交通事故の防止

- 交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。
- 交通ルールの遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。
  - 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用するよう指導する。